特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

社会保険診療報酬支払基金は、医療保険者等向け中間サーバー等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

社会保険診療報酬支払基金

公表日

令和5年11月9日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務
	1．本評価の前提 全国健康保険協会、健康保険組合、市町村長（以下「市町村国保」という。）、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び都道府県知事等（以下「生活保護法による保護の実施機関」という。）（以下「医療保険者等」という。）及び公費実施機関としての厚生労働大臣、都道府県知事および市町村長（以下「公費実施機関等」という。）については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）別表第1又は番号利用法第9条第2項に基づき定める条例において、資格の適用、各種給付の支給、保険料の徴収等の事務について、個人番号利用を行うこととされている。 また、番号利用法別表第2に基づき、当該個人番号利用事務において必要となる特定個人情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて地方公共団体等から取得できることとされている。 現在、各医療保険者等においては、資格の適用、各種給付の支給、保険料の徴収等の事務について、加入者、加入予定者、加入者の世帯員及び生活保護法による被保護者（生活保護法に準じた保護を受ける外国人を含む）（以下「加入者等」という。）の資格情報等を管理し、当該事務を行うために必要に応じて地方公共団体等と情報の授受を行っている。 今般、医療保険各法の改正により、各医療保険者等は他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が盛り込まれた。 これにより、支払基金等は、医療保険者等からの委託を受けて、加入者等の資格履歴情報の管理を行い、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を行うことが可能となった。 支払基金等が全ての医療保険者等の資格履歴情報を管理し、地方公共団体等と情報連携を行うことで、これまで以上に正確かつ迅速な資格履歴情報の把握及び情報連携を行うことが可能となる。 また、情報提供ネットワークシステムに接続するための中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステムに接続するための情報提供サーバー及びオンライン資格確認等システムに接続するための運用支援環境について、支払基金等が一元的に整備を行うことは、医療保険者等全体におけるコスト節減に資する。 これを踏まえ、各医療保険者等は、資格の適用、各種給付の支給、保険料の徴収等の事務に係る加入者等の資格履歴情報等の管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認の事務（市町村国保は、資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供のみ。生活保護法による保護の実施機関は、資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、本人確認事務（基本4情報取得）及び一部の情報提供のみ。）について、共同して支払基金等に委託することとし、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「医療保険情報提供等実施機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行うこととする。 医療DXの取り組みの一つとして公費・地単医療費助成制度、予防接種及び母子保健の運用で、医療機関と公費実施機関等の間の情報共有を効率的に行うためPublic Medical Hub（以下「PMH」という。）をデジタル庁が構築することとなった。 公費実施機関等はPMHによる情報の共有に必要な情報の保有、整理、医療機関又は個人への提供に関する事務をデジタル庁に委託する。デジタル庁は公費実施機関等から委託された事務のうち、PMHとオンライン資格確認等システム間で利用するシステム間連携番号（以下、「PMH-ID」という。）払い出し、送付および保有の事務について、社会保険診療報酬支払基金に委託することとなった。 2．評価を行う事務 本評価書は、上記を踏まえ、医療保険者等向け中間サーバー等に関して医療保険者等及びデジタル庁からの委託を受けて行う事務について評価を行うものである。具体的な事務及び保有する特定個人情報ファイルは以下のとおり。 ①資格履歴管理事務 ＜正確な情報連携のための資格履歴管理＞（全医療保険者等） 情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携は、情報照会又は情報提供に係る被保険者等の資格情報を把握し、正確に行われる必要があることから、運用支援環境において、個人番号を用いた資格履歴情報の管理を行い、「資格履歴ファイル」として保有する。 ②情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務等 ＜機関別符号の取得＞（市町村国保及び、生活保護法による保護の実施機関以外の医療保険者等） 情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を集約して行うため、運用支援環境（情報提供サーバー）を用い、住民基本台帳ネットワークシステムを経由して情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、統一区画において、「機関別符号ファイル」として保有する。機関別符号は、全ての医療保険者等を通じて1つ取得する。

②事務の概要	＜機関別符号の取得＞（市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関） 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム（以下「マイナポータル」という。）の自己情報表示業務機能を利用した特定個人情報の提供を行うため、運用支援環境（情報提供サーバー）を用い、住民基本台帳ネットワークシステムを経由して情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、統一区画において、「機関別符号ファイル」として保有する。 ＜情報照会及び情報提供（副本情報）＞（市町村国保及び、生活保護法による保護の実施機関以外の医療保険者等） 資格履歴ファイルを活用し、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会及び情報提供を集約して行う。情報照会及び情報提供の記録は、「情報提供等記録ファイル」として保有する。 ※市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関は、医療保険者等向け中間サーバーではなく、市町村等が各自で保有する中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムと接続し、情報照会及び情報提供を行う。このため、市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関分の副本情報は保有しない。 ③本人確認事務 ＜機構保存本人確認情報の取得＞（市町村国保以外の医療保険者等） 住民基本台帳ネットワークシステムへの接続を集約化し、運用支援環境（情報提供サーバー）を用いて、地方公共団体情報システム機構から、機構保存本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別等）を取得し、一時的に「本人確認ファイル」として保有する。 ※市町村国保は、運用支援環境（情報提供サーバー）ではなく、市町村が各自で保有する情報提供サーバーを経由して住民基本台帳ネットワークシステムと接続し、本人確認を行う。このため、市町村国保分の機構保存本人確認情報は保有しない。 なお、クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、個人番号等にクラウド事業者がアクセスできないように、アクセス制御を行う。 ④PMH-ID払い出し、送付及び保有事務 ＜PMH-IDの払い出し、送付及び保有＞（公費実施機関等） PMHから受領した個人番号に紐付く加入者等に対しPMH-IDを払い出す。払い出したPMH-IDはオンライン資格確認等システム、PMHへ送付する。 またPMH-IDは「資格履歴ファイル」として保有する。 ※上記事務の他、オンライン資格確認等システムとの関係で、以下の事務を行う。 ＜オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供＞（全医療保険者等） オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、資格履歴ファイルから個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムに提供する。 本事務では「①資格履歴管理事務」により把握した資格情報を用いるが、オンライン資格確認等システムに提供する情報には個人番号を含まないこと、及びオンライン資格確認等システム側から医療保険者等向け中間サーバー等へはアクセスしないよう制御（情報を提供した際の処理結果電文は除く。）することから、本評価書での評価対象外とする。 ＜オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供＞（全医療保険者等） マイナポータルからの自己情報開示の求めに対して、オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報（個人番号は含まない。）を提供する。 マイナポータルへの情報提供にあたっては、通常の情報提供と同様の処理を行うため、「②情報提供ネットワークシステム」を通じた情報照会・提供事務の一部として、本評価書での評価対象とする。

	また、医療保険者等が保有する特定個人情報ファイル（委託区画ファイル及び副本区画ファイル）は、本評価書での評価対象外とする。 3. 委託の流れ 医療保険者等と医療保険情報提供等実施機関間の委託については以下のとおりとなっている。 ①資格履歴管理事務 ＜正確な情報連携のための資格履歴管理及びオンライン資格確認等システムへの資格情報の提供＞ 全国健康保険協会、健康保険組合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、生活保護法による保護の実施機関：社会保険診療報酬支払基金に委託する。 市町村国保、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合：国民健康保険団体連合会に委託し、国民健康保険団体連合会は国民健康保険中央会へ再委託する。 ②情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務 ＜機関別符号の取得及びオンライン確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供＞ 全医療保険者等：社会保険診療報酬支払基金に委託する。 ＜情報照会及び情報提供（副本情報）＞ 市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関以外の医療保険者等：社会保険診療報酬支払基金に委託する。 ③本人確認事務 市町村国保以外の医療保険者等：社会保険診療報酬支払基金に委託する。 以上の事務により取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは医療保険者等であるが、情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続する主体は社会保険診療報酬支払基金となる。 ④PMH-ID払い出し、送付及び保有事務 公費実施機関等：デジタル庁へ委託し、デジタル庁は社会保険診療報酬支払基金へ再委託する。 本評価書の評価実施機関については、社会保険診療報酬支払基金が上記の4つの事務を全て実施することから、社会保険診療報酬支払基金を評価実施機関としている。なお、上記の4つの事務のうち資格履歴管理事務については、国民健康保険団体連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会も実施することとしており、国民健康保険中央会が評価に密接な関係を有することから、国民健康保険中央会を「他の評価実施機関」の欄に記載している。
③システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

1.資格履歴ファイル
2.機関別符号ファイル
3.情報提供等記録ファイル
4.本人確認ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号利用法　第9条第1項及び第2項（利用範囲） 別表第1　項番2、4、15、22、28、30、39、59、101 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第2条、第4条、第15条、第20条の2、第23条の2、第24条、第30条の2、第46条、第74条 ・健康保険法　第205条の4　第1項及び第2項 ・船員保険法　第153条の10　第1項及び第2項 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 ・高齢者の医療の確保に関する法律　第165条の2　第1項及び第2項 ・国家公務員共済組合法　第114条の2　第1項及び第2項 ・地方公務員等共済組合法　第144条の33　第1項及び第2項 ・私立学校教職員共済法　第47条の3　第1項及び第2項 ・生活保護法　第80条の4　第1項 ・社会保険診療報酬支払基金法　第15条第1項及び第2項 ・住民基本台帳法　第30条の9（国の機関等への本人確認情報の提供） 別表第1　項番71の4、73の2 ・番号利用法第9条第2項に基づき定める条例 ・番号利用法第19条第6号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法　第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）（市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関を除く） （照会）別表第2　項番2、3、5、6、33、34、39、42、43、58、80、81、121 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第2条、第3条、第5条、第6条、第22条の2、第22条の3、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第43条、第43条の2、第59条の4 （提供）別表第2　項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、35、39、42、43、47、58、62、78、80、81、87、93、97、106、107、109、120 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第22条の4、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第54条、第55条の2、第59条の3 ・健康保険法　第205条の4　第1項及び第2項 ・船員保険法　第153条の10　第1項及び第2項 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 ・高齢者の医療の確保に関する法律　第165条の2　第1項及び第2項 ・国家公務員共済組合法　第114条の2　第1項及び第2項 ・地方公務員等共済組合法　第144条の33　第1項及び第2項 ・私立学校教職員共済法　第47条の3　第1項及び第2項 ・生活保護法　第80条の4　第1項 ・社会保険診療報酬支払基金法　第15条第1項及び第2項 ・番号利用法 附則第6条第4項第2号（市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関の機関別符号取得及び自己情報表示業務）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	社会保険診療報酬支払基金　情報化企画部
②所属長の役職名	情報化企画部長

6. 他の評価実施機関
国民健康保険団体連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-0004　東京都港区新橋2-1-3　社会保険診療報酬支払基金　経営企画部　企画広報課　0120-328-973

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒105-0004　東京都港区新橋2-1-3　社会保険診療報酬支払基金　経営企画部　企画広報課　0120-328-973

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　　30万人以上　　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成31年3月29日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人未満　　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成31年3月29日 時点

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[　] 自己点検　[○] 内部監査	[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険者等」という。）	全国健康保険協会、健康保険組合、市町村長（以下「市町村国保」という。）、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険者等」という。）	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	加入者の資格情報等を管理し、	加入者、加入予定者及び加入者の世帯員（以下「加入者等」という。）の資格情報等を管理し、	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認の事務について、	情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認の事務（市町村国保は、資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供のみ。）について、	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	＜正確な情報連携のための資格履歴管理＞	＜正確な情報連携のための資格履歴管理＞（全医療保険者等）	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	＜機関別符号の取得＞	＜機関別符号の取得＞（全医療保険者等）	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	＜情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会及び情報提供＞	＜情報照会及び情報提供（副本情報）＞（市町村国保以外の医療保険者等）	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	※市町村国保は、医療保険者等向け中間サーバーではなく、市町村が各自で保有する中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムと接続し、情報照会及び情報提供を行う。このため、市町村国保分の副本情報は保有しない。	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	＜機構保存本人確認情報の取得＞	＜機構保存本人確認情報の取得＞（市町村国保以外の医療保険者等）	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	※市町村国保は、医療保険者等向け中間サーバーではなく、市町村が各自で保有する情報提供サーバーを経由して住民基本台帳ネットワークシステムと接続し、本人確認を行う。このため、市町村国保分の機構保存本人確認情報は保有しない。	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	※　上記事務の他、オンライン資格確認等システムとの関係で、下記の事務を行う。 　なお、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供やオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報を情報提供等記録開示システム（以下「マイナポータル」という。）へ提供するためには、健康保険法等の改正が必要となる。健康保険法等の改正については、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称）が平成31年2月15日に閣議決定された状況であり、評価書上の記載は、あくまでも当該改正法案が成立した場合に予定される内容である。 ＜オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供＞（全医療保険者等） 　オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、資格履歴ファイルから個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムに提供する。 　本事務では「①資格履歴管理事務」により把握した資格情報を用いるが、オンライン資格確認等システムに提供する情報には個人番号を含まないこと、及びオンライン資格確認等システム側から医療保険者等向け中間サーバー等へはアクセスしないよう制御（情報を提供した際の処理結果電文は除く。）することから、本評価書での評価対象外とする。 ＜オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供＞（全医療保険者等） 　マイナポータルからの自己情報開示の求めに対して、オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報（個人番号は含まない。）を提供する。 　マイナポータルへの情報提供に当たっては、通常の情報提供と同様の処理を行うため、「②情報提供ネットワークシステム」を通じた情報照会・提供事務の一部として、本評価書での評価対象とする。	事前	重要な変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	※　医療保険者等向け中間サーバー等については、取りまとめ機関所有のサーバー環境（オンプレミス環境）からクラウド環境へ移行することとするが、移行に際しては、データ抽出及びテストデータの生成、クラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を行う。 　運用支援環境（情報提供サーバー）のクラウド移行については検討中であるが、取りまとめ機関所有のサーバー環境（オンプレミス環境）に残す場合においても、環境の再構築が必要となることから、データ抽出等は必要となる。 　なお、クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、個人番号等にクラウド事業者がアクセスできないように、アクセス制御を行う。 　また、医療保険者等が保有する特定個人情報ファイル（委託区画ファイル及び副本区画ファイル）は、本評価書での評価対象外とするが、クラウド移行に伴うリスク対策については、取りまとめ機関又は社会保険診療報酬支払基金が保有する特定個人情報ファイルに準じて行う。	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①資格履歴管理事務	①資格履歴管理事務 ＜正確な情報連携のための資格履歴管理及びオンライン資格確認等システムへの資格情報の提供＞	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合：	市町村国保、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合：	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	※国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団に係る「資格履歴ファイル」は、平成30年5月から保有し、使用する予定である。	削除	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	全ての医療保険者等：社会保険診療報酬支払基金に委託する。	＜機関別符号の取得及びオンライン確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供＞ 　全医療保険者等：社会保険診療報酬支払基金に委託する。 ＜情報照会及び情報提供（副本情報）＞ 　市町村国保以外の医療保険者等：社会保険診療報酬支払基金に委託する。	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	※国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団に係る「機関別符号ファイル」は平成30年5月から、「情報提供等記録ファイル」は平成30年7月から保有し、使用する予定である。	削除	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	全ての医療保険者等：	市町村国保以外の医療保険者等：	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合：社会保険診療報酬支払基金に委託し、社会保険診療報酬支払基金は初期突合（平成29年3月末まで）における情報照会に係る業務を国民健康保険中央会へ再委託する。	削除	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	※国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団に係る「本人確認ファイル」は、平成30年5月から保有し、使用する予定である。	削除	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる連携 ②法令上の根拠	番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第2条、第3条、第5条、第6条、第25条、第43条	番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第2条、第3条、第5条、第6条、第22条の2、第22条の3、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第43条、第43条の2	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる連携 ②法令上の根拠	（提供）別表第2　項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、35、39、42、43、47、58、62、78、80、81、82、87、93、97、106、107、109、120	（提供）別表第2　項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、35、39、42、43、47、58、62、78、80、81、87、93、97、106、107、109、120	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる連携 ②法令上の根拠	番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第25条、第25条の2、第26条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第54条、第55条の2、第59条の3	番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第22条の4、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第54条、第55条の2、第59条の3	事前	重要な変更のため
	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	番号制度情報管理部長 大曲政浩	番号制度情報管理部長	事後	時点修正のため重要な変更に当たらない
令和2年3月31日	評価書全般	取りまとめ機関	医療保険情報提供等実施機関	事後	名称変更によるもであり重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2．.評価を行う事務	②情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務 ＜機関別符号の取得＞（全医療保険者等）	②情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務等 ＜機関別符号の取得＞（市町村国保以外の医療保険者等）	事後	市町村国保の取り扱いを明確にするために更新するものであり、重要な変更にあたらない
令和2年3月31日	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2．.評価を行う事務	追加	＜機関別符号の取得＞（市町村国保） 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム（以下「マイナポータル」という。）の自己情報表示業務機能を利用した特定個人情報の提供を行うため、運用支援環境（情報提供サーバー）を用い、住民基本台帳ネットワークシステムを経由して情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、統一区画において、「機関別符号ファイル」として保有する。	事後	市町村国保の取り扱いを明確にするために更新するものであり、重要な変更にあたらない
令和2年3月31日	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2．.評価を行う事務 ③本人確認事務	＜機構保存本人確認情報の取得＞（市町村国保以外の医療保険者等） ※市町村国保は、医療保険者等向け中間サーバーではなく、市町村が各自で保有する情報提供サーバーを経由して住民基本台帳ネットワークシステムと接続し、本人確認を行う。このため、市町村国保分の機構保存本人確認情報は保有しない。	＜機構保存本人確認情報の取得＞（市町村国保以外の医療保険者等） ※市町村国保は、運用支援環境（情報提供サーバー）ではなく、市町村が各自で保有する情報提供サーバーを経由して住民基本台帳ネットワークシステムと接続し、本人確認を行う。このため、市町村国保分の機構保存本人確認情報は保有しない。	事後	記載内容をより明確にするために更新するもであり、重要な変更にあたらない
令和2年3月31日	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2．.評価を行う事務	なお、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供やオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報を情報提供等記録開示システム（以下「マイナポータル」という。）へ提供するためには、健康保険法等の改正が必要となる。健康保険法等の改正については、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称）が平成31年2月15日に閣議決定された状況であり、評価書上の記載は、あくまでも当該改正法案が成立した場合に予定される内容である。	削除	事後	市町村国保の取り扱いを明確にするために更新するものであり、重要な変更にあたらない
令和2年3月31日	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2．.評価を行う事務	※上記事務の他、オンライン資格確認等システムとの関係で、下記の事務を行う。	※上記事務の他、オンライン資格確認等システムとの関係で、以下の事務を行う。	事後	記載内容をより明確にするために更新するもであり、重要な変更にあたらない
令和2年3月31日	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2．.評価を行う事務	＜オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供＞（全医療保険者等） マイナポータルへの情報提供に当たっては、通常の情報提供と同様の処理を行うため、「②情報提供ネットワークシステム」を通じた情報照会・提供事務の一部として、本評価書での評価対象とする。 ※医療保険者等向け中間サーバーについては、医療保険情報提供等実施機関所有のサーバー環境（オンプレミス環境）からクラウド環境へ移行することとするが、移行に際しては、データ抽出及びテストデータの生成、クラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を行う。	＜オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供＞（全医療保険者等） マイナポータルへの情報提供にあたっては、通常の情報提供と同様の処理を行うため、「②情報提供ネットワークシステム」を通じた情報照会・提供事務の一部として、本評価書での評価対象とする。 ※医療保険者等向け中間サーバー及び運用支援環境については、医療保険情報提供等実施機関所有のサーバー環境（オンプレミス環境）からクラウド環境へ移行することとするが、移行に際しては、データ抽出及びテストデータの生成、クラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を行う。	事後	記載内容をより明確にするために更新するもであり、重要な変更にあたらない
令和2年3月31日	Ⅰ 関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法　第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）	・番号利用法　第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）（市町村国保を除く）	事後	市町村国保の取り扱いを明確にするために更新するものであり、重要な変更にあたらない
令和2年3月31日	Ⅰ 関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	追加	・番号利用法　附則第6条第4項第2号（市町村国保の機関別符号取得及び自己情報表示業務）	事後	市町村国保の取り扱いを明確にするために更新するものであり、重要な変更にあたらない
令和2年6月12日	Ⅰ　関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容　※ 2.評価を行う事務 ③本人確認事務	運用支援環境（情報提供サーバー）のクラウド移行については検討中であるが、医療保険情報提供等実施機関所有のサーバー環境（オンプレミス環境）に残す場合においても、環境の再構築が必要となることから、データ抽出等は必要となる。	運用支援環境（情報提供サーバー）については、医療保険情報提供等実施機関所有のサーバー環境（オンプレミス環境）での再構築となるが、データ抽出等は必要となる。	事後	記載内容をより明確にするために更新するもであり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月12日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	③本人確認事務 ＜機構保存本人確認情報の取得＞（市町村国保以外の医療保険者等） 住民基本台帳ネットワークシステムへの接続を集約化し、運用支援環境（情報提供サーバー）を用いて、地方公共団体情報システム機構から、機構保存本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別等）を取得し、一時的に「本人確認ファイル」として保有する。 ※市町村国保は、運用支援環境（情報提供サーバー）ではなく、市町村が各自で保有する情報提供サーバーを経由して住民基本台帳ネットワークシステムと接続し、本人確認を行う。このため、市町村国保分の機構保存本人確認情報は保有しない。	③本人確認事務 ＜機構保存本人確認情報の取得＞（市町村国保以外の医療保険者等） 住民基本台帳ネットワークシステムへの接続を集約化し、運用支援環境（情報提供サーバー）を用いて、地方公共団体情報システム機構から、機構保存本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別等）を取得し、一時的に「本人確認ファイル」として保有する。 ※市町村国保は、運用支援環境（情報提供サーバー）ではなく、市町村が各自で保有する情報提供サーバーを経由して住民基本台帳ネットワークシステムと接続し、本人確認を行う。このため、市町村国保分の機構保存本人確認情報は保有しない。 なお、クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、個人番号等にクラウド事業者がアクセスできないように、アクセス制御を行う。		中間サーバーの撤去が完了したことに伴い内容をより明確にするため更新するものであり、重要な変更に当たらない。
令和2年10月12日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	※医療保険者等向け中間サーバー及び運用支援環境については、医療保険情報提供等実施機関所有のサーバー環境（オンプレミス環境）からクラウド環境へ移行することとするが、移行に際しては、データ抽出及びテストデータの生成、クラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を行う。 運用支援環境（情報提供サーバー）については、医療保険情報提供等実施機関所有のサーバー環境（オンプレミス環境）での再構築となるが、データ抽出等は必要となる。 なお、クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、個人番号等にクラウド事業者がアクセスできないように、アクセス制御を行う。 また、医療保険者等が保有する特定個人情報ファイル（委託区画ファイル及び副本区画ファイル）は、本評価書での評価対象外とするが、クラウド移行に伴うリスク対策については、医療保険情報提供等実施機関又は社会保険診療報酬支払基金が保有する特定個人情報ファイルに準じて行う。	※医療保険者等向け中間サーバー及び運用支援環境については、医療保険情報提供等実施機関所有のサーバー環境（オンプレミス環境）からクラウド環境へ移行している。 運用支援環境（情報提供サーバー）については、医療保険情報提供等実施機関所有のサーバー環境（オンプレミス環境）での再構築している。 また、医療保険者等が保有する特定個人情報ファイル（委託区画ファイル及び副本区画ファイル）は、本評価書での評価対象外とする。		中間サーバーの撤去が完了したことに伴い更新するものであり、重要な変更に当たらない。
令和3年4月1日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ①部署	社会保険診療報酬支払基金　番号制度情報管理部	社会保険診療報酬支払基金　情報化企画部	事後	部署名称の変更によるもであり重要な変更にあたらない
令和3年4月1日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	番号制度情報管理部長	情報化企画部長	事後	部署名称の変更によるもであり重要な変更にあたらない
令和3年4月1日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒105-0004　東京都港区新橋2-1-3　社会保険診療報酬支払基金　経営企画部　広報室 0120-328-973	〒105-0004　東京都港区新橋2-1-3　社会保険診療報酬支払基金　経営企画部　企画広報課　0120-328-973	事後	部署名称の変更によるもであり重要な変更にあたらない
令和3年4月1日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒105-0004　東京都港区新橋2-1-3　社会保険診療報酬支払基金　経営企画部　広報室 0120-328-973	〒105-0004　東京都港区新橋2-1-3　社会保険診療報酬支払基金　経営企画部　企画広報課0120-328-973	事後	部署名称の変更によるもであり重要な変更にあたらない
令和4年5月2日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 別表第1　項番2、4、22、28、30、39、59	番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 別表第1　項番2、4、22、28、30、39、59、101	事後	公金受取口座登録法による項番追加。支払基金では口座情報は保有しないため、重要な変更にはあたらない
令和4年5月2日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第2条、第4条、第20条の2、第23条の2、第24条、第30条の2、第46条	番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第2条、第4条、第20条の2、第23条の2、第24条、第30条の2、第46条、第74条	事後	公金受取口座登録法による条の追加。支払基金では口座情報は保有しないため、重要な変更にはあたらない
令和4年5月2日	Ⅰ関連情報 4．情報連携ネットワークシステムによる連携 ②法令上の根拠	番号利用法　第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）（市町村国保を除く）	番号利用法　第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）（市町村国保を除く）	事後	番号法改正による号ずれのため、重要な変更にあたらない
令和4年5月2日	Ⅰ関連情報 4．情報連携ネットワークシステムによる連携 ②法令上の根拠	（照会）別表第2　項番2、3、5、6、33、34、39、42、43、58、80、81	（照会）別表第2　項番2、3、5、6、33、34、39、42、43、58、80、81、121	事後	公金受取口座登録法による項番追加。支払基金では口座情報は保有しないため、重要な変更にはあたらない
令和4年5月2日	Ⅰ関連情報 4．情報連携ネットワークシステムによる連携 ②法令上の根拠	番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第2条、第3条、第5条、第6条、第22条の2、第22条の3、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第43条、第43条の2	番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第2条、第3条、第5条、第6条、第22条の2、第22条の3、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第43条、第43条の2、第59条の4	事後	公金受取口座登録法による条の追加。支払基金では口座情報は保有しないため、重要な変更にはあたらない
令和4年10月17日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	全国健康保険協会、健康保険組合、市町村長（以下「市町村国保」という。）、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険者等」という。）	全国健康保険協会、健康保険組合、市町村長（以下「市町村国保」という。）、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び都道府県知事等（以下「生活保護法による保護の実施機関」という。）（以下「医療保険者等」という。）	事前	重要な変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月17日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）別表第1において、	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）別表第1又は番号利用法第9条第2項に基づき定める条例において、	事前	重要な変更のため
令和4年10月17日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	加入者、加入予定者及び加入者の世帯員（以下「加入者等」という。）	加入者、加入予定者、加入者の世帯員及び生活保護法による被保護者（生活保護法に準じた保護を受ける外国人を含む）（以下「加入者等」という。）	事前	重要な変更のため
令和4年10月17日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認の事務（市町村国保は、資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供のみ。）について、	情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認の事務（市町村国保は、資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供のみ。生活保護法による保護の実施機関は、資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、本人確認事務（基本4情報取得）及び一部の情報提供のみ。）について、	事前	重要な変更のため
令和4年10月17日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	＜機関別符号の取得＞（市町村国保以外の医療保険者）	＜機関別符号の取得＞（市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関以外の医療保険者）	事前	重要な変更のため
令和4年10月17日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	＜情報照会及び情報提供（副本情報）＞（市町村国保以外の医療保険者等）	＜情報照会及び情報提供（副本情報）＞（市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関以外の医療保険者等）	事前	重要な変更のため
令和4年10月17日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	※市町村国保は、医療保険者等向け中間サーバーではなく、市町村が各自で保有する中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムと接続し、情報照会及び情報提供を行う。このため、市町村国保分の副本情報は保有しない。	※市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関は、医療保険者等向け中間サーバーではなく、市町村が各自で保有する中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムと接続し、情報照会及び情報提供を行う。このため、市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関分の副本情報は保有しない。	事前	重要な変更のため
令和4年10月17日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	＜機関別符号の取得＞（市町村国保）	＜機関別符号の取得＞（市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関）	事前	重要な変更のため
令和4年10月17日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①資格履歴管理事務 ＜正確な情報連携のための資格履歴管理及びオンライン資格確認等システムへの資格情報の提供＞全国健康保険協会、健康保険組合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団：社会保険診療報酬支払基金に委託する。	①資格履歴管理事務 ＜正確な情報連携のための資格履歴管理及びオンライン資格確認等システムへの資格情報の提供＞全国健康保険協会、健康保険組合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、生活保護法による保護の実施機関：社会保険診療報酬支払基金に委託する。	事前	重要な変更のため
令和4年10月17日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	＜情報照会及び情報提供（副本情報）＞ 市町村国保以外の医療保険者等：社会保険診療報酬支払基金に委託する。	＜情報照会及び情報提供（副本情報）＞ 市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関以外の医療保険者等：社会保険診療報酬支払基金に委託する。	事前	重要な変更のため
令和4年10月17日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 別表第1　項番2、4、22、28、30、39、59、101 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第2条、第4条、第20条の2、第23条の2、第24条、第30条の2、第46条、第74条	・番号利用法　第9条第1項及び第2項（利用範囲） 別表第1　項番2、4、15、22、28、30、39、59、101 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第2条、第4条、第15条、第20条の2、第23条の2、第24条、第30条の2、第46条、第74条	事前	重要な変更のため
令和4年10月17日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	記載なし	・生活保護法　第80条の4　第1項	事前	重要な変更のため
令和4年10月17日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・社会保険診療報酬支払基金法　第15条第1項	・社会保険診療報酬支払基金法　第15条第1項及び第2項	事前	重要な変更のため
令和4年10月17日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・住民基本台帳法　第30条の9（国の機関等への本人確認情報の提供） 別表第1　項番73の2	・住民基本台帳法　第30条の9（国の機関等への本人確認情報の提供） 別表第1　項番71の4、73の2	事前	重要な変更のため
令和4年10月17日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	記載なし	・番号利用法第9条第2項に基づき定める条例	事前	重要な変更のため
令和4年10月17日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法　第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）（市町村国保を除く）	・番号利用法　第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）（市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関を除く）	事前	重要な変更のため
令和4年10月17日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載なし	・生活保護法　第80条の4　第1項	事前	重要な変更のため
令和4年10月17日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・社会保険診療報酬支払基金法　第15条第1項	・社会保険診療報酬支払基金法　第15条第1項、第2項	事前	重要な変更のため
令和4年10月17日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法　附則第6条第4項第2号（市町村国保の機関別符号取得及び自己情報表示義務）	・番号利用法　附則第6条第4項第2号（市町村国保及び生活保護法による保護の実施機関の機関別符号取得及び自己情報表示義務）	事前	重要な変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月9日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	全国健康保険協会、健康保険組合、市町村長（以下「市町村国保」という。）、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び都道府県知事等（以下「生活保護法による保護の実施機関」という。）（以下「医療保険者等」という。）については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）別表第1又は番号利用法第9条第2項に基づき定める条例において、資格の適用、各種給付の支給、保険料の徴収等の事務について、個人番号利用を行うこととされている。	全国健康保険協会、健康保険組合、市町村長（以下「市町村国保」という。）、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び都道府県知事等（以下「生活保護法による保護の実施機関」という。）（以下「医療保険者等」という。）及び公費実施機関としての厚生労働大臣、都道府県知事および市町村長（以下「公費実施機関等」という。）については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）別表第1又は番号利用法第9条第2項に基づき定める条例において、資格の適用、各種給付の支給、保険料の徴収等の事務について、個人番号利用を行うこととされている。	事前	重要な変更のため
令和5年11月9日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	医療DXの取り組みの一つとして公費・地単医療費助成制度、予防接種及び母子保健の運用で、医療機関と公費実施機関等の間の情報共有を効率的に行うためPublic Medical Hub（以下「PMH」という。）をデジタル庁が構築することとなった。 公費実施機関等はPMHによる情報の共有に必要な情報の保有、整理、医療機関又は個人への提供に関する事務をデジタル庁に委託する。 デジタル庁は公費実施機関等から委託された事務のうち、PMHとオンライン資格確認等システム間で利用するシステム間連携番号（以下、「PMH-ID」という。）払い出し、送付および保有の事務について、社会保険診療報酬支払基金に委託することとなった。	事前	重要な変更のため
令和5年11月9日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	④PMH-ID払い出し、送付及び保有事務 ＜PMH-IDの払い出し、送付及び保有＞（公費実施機関等） PMHから受領した個人番号に紐付く加入者等に対しPMH-IDを払い出す。払い出したPMH-IDはオンライン資格確認等システム、PMHへ送付する。 またPMH-IDは「資格履歴ファイル」として保有する。	事前	重要な変更のため
令和5年11月9日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	④PMH-ID払い出し、送付及び保有事務 公費実施機関等：デジタル庁へ委託し、デジタル庁は社会保険診療報酬支払基金へ再委託する。	事前	重要な変更のため
令和5年11月9日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	記載なし	④PMH-ID払い出し、送付及び保有事務 公費実施機関等：デジタル庁へ委託し、デジタル庁は社会保険診療報酬支払基金へ再委託する。	事前	重要な変更のため
令和5年11月9日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法　第9条第1項及び第2項（利用範囲） 　別表第1　項番2、4、15、22、28、30、39、59、101 　番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第2条、第4条、第15条、第20条の2、第23条の2、第24条、第30条の2、第46条、第74条 ・健康保険法　第205条の4　第1項及び第2項 ・船員保険法　第153条の10　第1項及び第2項 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 ・高齢者の医療の確保に関する法律　第165条の2　第1項及び第2項 ・国家公務員共済組合法　第114条の2　第1項及び第2項 ・地方公務員等共済組合法　第144条の33　第1項及び第2項 ・私立学校教職員共済法　第47条の3　第1項及び第2項 ・生活保護法　第80条の4　第1項 ・社会保険診療報酬支払基金法　第15条第1項及び第2項 ・住民基本台帳法　第30条の9（国の機関等への本人確認情報の提供） 　別表第1　項番71の4、73の2 ・番号利用法第9条第2項に基づき定める条例	・番号利用法　第9条第1項及び第2項（利用範囲） 　別表第1　項番2、4、15、22、28、30、39、59、101 　番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第2条、第4条、第15条、第20条の2、第23条の2、第24条、第30条の2、第46条、第74条 ・健康保険法　第205条の4　第1項及び第2項 ・船員保険法　第153条の10　第1項及び第2項 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 ・高齢者の医療の確保に関する法律　第165条の2　第1項及び第2項 ・国家公務員共済組合法　第114条の2　第1項及び第2項 ・地方公務員等共済組合法　第144条の33　第1項及び第2項 ・私立学校教職員共済法　第47条の3　第1項及び第2項 ・生活保護法　第80条の4　第1項 ・社会保険診療報酬支払基金法　第15条第1項及び第2項 ・住民基本台帳法　第30条の9（国の機関等への本人確認情報の提供） 　別表第1　項番71の4、73の2 ・番号利用法第9条第2項に基づき定める条例 ・番号利用法第19条第6号	事前	重要な変更のため